

社会福祉法人たんぽぽ福祉会定款細則  
役員及び評議員の報酬等に関する規定

定款第9条報酬等（評議員）の支給基準及び第23条役員の報酬（理事・監事）について

- 1 役員の報酬は実費保障とする。
- 2 評議委員選任・解任委員会・評議委員会・理事会・監事会は1回（半日）3000円を支給する。
- 3 同上研修会参加は、旅費及び参加費、宿泊費は実費及び日当6000円を支給する。
- 4 評議員・理事・監事等役員の損害賠償責任を担保するため「役員賠償保険」に加入する。
- 5 この細則は平成29年4月1日より施行する。